

2025 年日本政府年次報告
「強制労働に関する条約（第 29 号）」
（2022 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

技能実習制度の在り方については、2022年12月以降、政府の下に設けた、労使団体や弁護士を含む各界の有識者から成る有識者会議において、約1年間にわたり、外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること等に重点を置いて議論が行われてきた。そして、その議論の成果として、2023年11月30日に最終報告書が法務大臣に提出された。その最終報告書を踏まえ、2024年6月14日、第213回国会において、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号。以下「本改正法」という。）が成立し、同月21日、公布された。

改正法は、技能実習制度に代えて、人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度を創設するものである。育成就労制度においては、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、外国人ごとに作成する育成就労計画の認定の仕組みや、不適格な団体を排除するため、監理支援事業を行う監理支援機関の許可の制度を定める。また、技能実習制度において認められていた「やむを得ない事情がある場合」の転籍について、その範囲の拡大・明確化及び手続の柔軟化を行うほか、一定の要件を満たす場合には、技能実習制度においては認められていなかった育成就労外国人本人の意向による転籍を認めるなどの措置を講じることとしている。さらに、受入れ機関や監理支援機関を監督する外国人育成就労機構の監督指導機能や支援・保護機能を強化し、そのために必要な体制等を整備するとともに、労働基準監督署、地方出入国在留管理局等との連携を強化する。併せて、送出し国と二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出国機関の排除に向けた取組を強化する。

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律

https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC0000000089/20270620_506AC0000000060#Mp-Ch_2-Se_2-At_23

2. 質問（b）について

(1) 2023年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて

① 外国人技能実習制度

○ 外国人技能実習生の適切な保護を確保するための措置

・ 法執行官の能力開発活動

<都道府県労働局の取組について>

都道府県労働局において、新たに配置された労働基準監督官に対して、人身取引事犯への適用法令、具体的適用事例等に係る研修を実施している。

また、これに加えて、毎年、任官後5年目程度の労働基準監督官を対象に厚生労働省が実施している研修において、人身取引対策の推進における労働基準監督機

関の役割等について講義を行っている。

＜外国人技能実習機構の取組について＞

外国人技能実習機構は出入国在留管理庁と協力して、人身取引防止のための教育用ビデオ資料を作成した。この研修資料は技能実習機構の全ての新規職員が視聴することを義務付けられている。研修は2024年4月、10月に行われ、また、新規採用が行われ次第随時行った。

また、外国人技能実習機構において、相談業務を担当する職員は、相談等により人身取引被害者の可能性がある者を発見し監理団体に支援・保護させることが適切でない場合には実習先変更支援や宿泊支援など必要な保護措置を講ずることとしており、当該業務を担当する職員全員に対して毎年研修等を実施して職務に従事させているところである。

また、人身取引に係る実地検査を行う指導担当職員を対象とする研修を毎年実施しており、技能実習法における人権侵害行為に係る規定などの研修を行っている。

・ 受入機関における実効的な監督活動について

＜外国人技能実習機構の取組について＞

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）により、外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体に対して、定期又は臨時に実地検査を行っている。不適正な事案等に対しては、外国人技能実習機構により指導・勧告を行い、改善状況の確認により必要な改善を図らせるとともに、技能実習法の違反の態様等に応じて、主務大臣等において、監理団体の監理許可の取消、実習実施者の技能実習計画の認定の取消、改善命令といった行政処分等を行っている。なお、令和4年度において、実習実施者・監理団体への実地検査や技能実習生に対する相談援助等の実施体制の連携強化を図り制度の適正な運用を行うため組織改編をした。

＜労働基準監督機関の取組について＞

労働基準監督機関においては、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいる。

また、外国人技能実習機構と連携し、相互通報制度の運用や合同監督・調査の実施など効果的な監督活動に取り組んでいる。

・ 技能実習生が置かれている自身の虐待的状況を申告することができるアクセス可能な経路並びに当該申告への迅速な対応について

技能実習法第49条は、技能実習生は、実習実施者や監理団体が技能実習法に違反している事実を主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）に申告するこ

とができる旨を規定している。

外国人技能実習機構では、技能実習生の一層の保護を図る観点から、次のとおり相談体制を強化している。

- 「母国語相談ホットライン」における8カ国語（ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、カンボジア語、ミャンマー語、タイ語、英語）に対応した、電話、メール、Zoom等による相談対応
- 「母国語相談ホットライン」に、暴行や脅迫等の緊急の案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を設置
- 全国13か所に相談窓口を設置
- 技能実習制度、労働関係法令等の説明、実習困難となった場合や申告相談窓口を記載した技能実習手帳の配布

また、暴行や脅迫、精神・身体の不当な拘束などの緊急の案件を把握した場合には、技能実習生の一時保護や実習実施先に対する臨時検査を迅速かつ一体的に行うこととしている。

- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書における関連する提言及び政府によって実施されたフォローアップ措置に関する情報
 - ・ 有識者会議の最終報告書における提言及び同報告書を踏まえた政府の対応は以下の出入国在留管理庁ホームページに掲載の概要のとおりである。
 - 有識者会議の最終報告書における提言について
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001407012.pdf>
 - 最終報告書を踏まえた政府の対応について
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001412482.pdf>

- 技能実習生の権利侵害に関する情報

- ・ 報告された違反の件数及び内容、起訴及び有罪判決に至った件数

＜技能実習制度に係る関係法令について＞

技能実習制度においては、技能実習法に違反があった場合において、監理団体及び実習実施者に対する指導・勧告や行政処分等を実施する。技能実習法に違反があった場合とは、実習実施者において、労働関係法令の違反があり、罰金刑に処された場合を含む。

また、技能実習法違反の該当の有無にかかわらず、労働基準監督機関においては、技能実習生を受け入れる事業場において労働基準関係法令違反があった場合には是正を勧告しており、重大又は悪質な法令違反については送検している。

技能実習法違反における違反件数及び内容並びに労働基準関係法令違反の件数及び内容は以下のとおり。

＜技能実習法違反について＞

技能実習法違反が認められた場合、外国人技能実習機構が改善に向けた指

導・勧告を行い、改善状況を確認することとしている。また、重大な違反については、主務大臣等による行政処分等の対象となっている。

表 1：外国人技能実習機構による実地検査状況（2021年4月～2024年3月）

		監理団体	実習実施者	合計
検査数	2021年度※1	4,162	24,105	28,267
	2022年度	4,634	22,025	26,659
	2023年度	4,537	21,616	26,153
違反者数 (検査数に占める割合)	2021年度	2,056 (49.4%)	8,283 (34.4%)	10,339 (36.6%)
	2022年度	2,626 (56.7%)	8,845 (40.2%)	11,471 (43.0%)
	2023年度	2,352 (51.8%)	8,371 (38.7%)	10,723 (41.0%)
違反件数※2 (条文数)	2021年度	3,657件	13,577件	17,234件
	2022年度	4,763件	14,997件	19,760件
	2023年度	4,114件	13,731件	17,845件

(出典：<https://www.otit.go.jp/system/research/statistics/>)

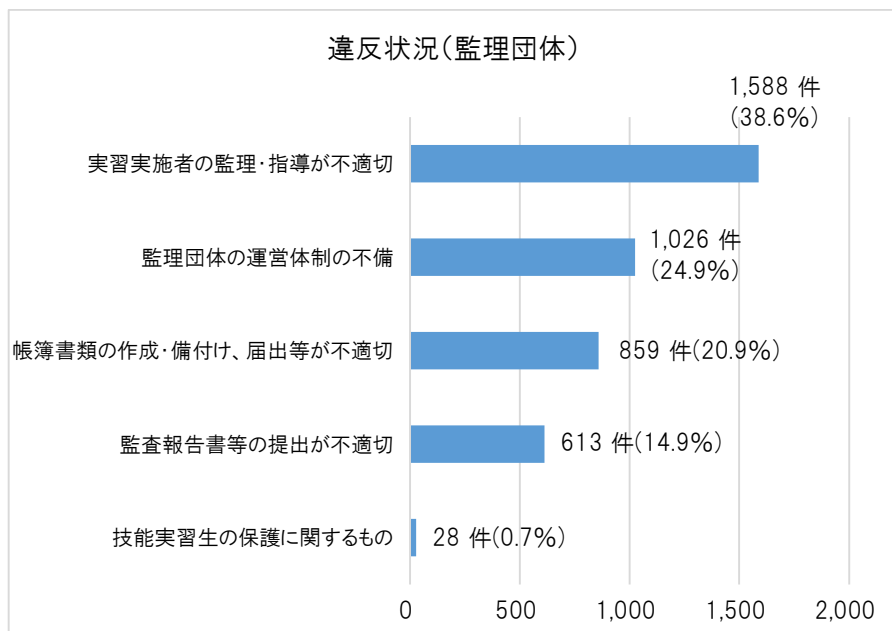
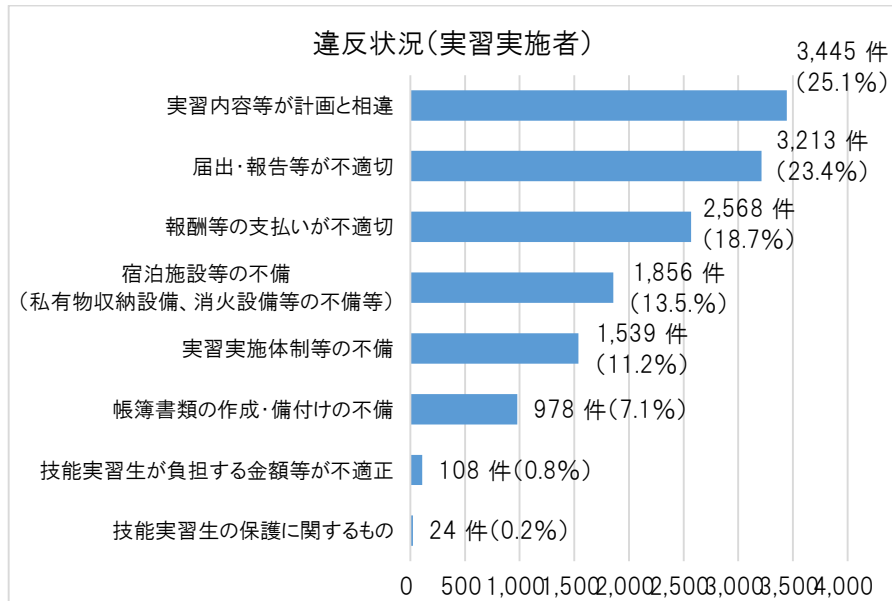
※1 2021年度：2021年4月～2022年3月

2022年度：2022年4月～2023年3月

2023年度：2023年4月～2024年3月

以下、年度は4月1日～3月31日の期間を示す。

※ 2 違反状況（2021年4月～2024年3月）



(出典： <https://www.otit.go.jp/upload/docs/241001-500.pdf>)

表 2：行政処分等の状況（2021年4月～2024年3月）

単位：監理団体数又は実習実施者数

処分等の内容	監理団体		実習実施者	
	監理団体許可の取消し	改善命令	技能実習計画認定の取消し	改善命令
総計	30	30	411	6
2021年度	13	10	177	6

2022年度	12	15	114	0
2023年度	5	5	120	0

(出典 : <https://www.moj.go.jp/isa/content/001370513.xlsx>)

<労働基準関係法令違反について>

労働基準監督機関は、2023年に

- ①労働基準関係法令違反が疑われる10,378事業場（実習実施者）に対し監督指導を実施し、同違反が認められた7,602事業場に対して是正勧告を行い、
- ②重大又は悪質な労働基準関係法令違反が認められた27件について送検した（2025年3月31日現在）。

表3：労働基準関係法令違反に関する送検状況（2021年1月～2023年12月）

	2021年	2022年	2023年
監督指導実施事業場数	9,036	9,829	10,378
送検件数	25	21	27
うち労働基準法違反	13	10	14
うち労働安全衛生法違反	12	11	13

(出典 : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41831.html)

<労働基準監督機関と外国人技能実習機構の合同調査について>

都道府県労働局・労働基準監督署及び外国人技能実習機構では、2023年中、強制労働等、技能実習生の人権侵害が疑われる事案について42の実習実施者に対し、合同での監督・調査（以下「合同調査」という。）を実施した。

この結果、合同調査を実施した42の実習実施者のうち、都道府県労働局・労働基準監督署では、労働基準関係法令違反が認められた40件については是正勧告を行い、外国人技能実習機構では、技能実習関係法令違反が認められた32件（速報値）について、改善勧告を行った（2025年3月31日現在）。

・ 有罪判決を生じさせた状況

技能実習生が被害に遭った刑事事件の判決に関する統計はなく、これを網羅的に把握しているものではないが、過去に、労働基準監督機関が送検した事例として、例えば、以下のような事案がある。

- 被疑者は、複数の技能実習生に対して、暴力を振るい暴言を浴びせるとともに、脆弱な立場に乗じて違法な時間外労働を行わせるなどしたもの

(労働基準法違反)。

- 被疑者は、技能実習生に対して、約2年間にわたり、賃金から毎月賃金の一部を搾取し、自らの利益としていたもの(労働基準法違反)。

- ② 「慰安婦」・「旧朝鮮半島出身労働者」問題
別途回答を行う。

(2) 2023年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

○ 人身取引

- ・ 「人身取引対策行動計画2022」の効果的な実施のためにとられた措置、並びに人身取引対策推進会議及び関係省庁連絡会議の活動

- 「人身取引対策行動計画2022」実施のための措置

「人身取引対策行動計画2022」実施のための措置については、同計画において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することを盛り込んだことから、当該年次報告(人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告))に記載している。これまでに作成した年次報告の掲載先のURLは以下のとおり。今後とも、人身取引の根絶を目指して取組を進めてまいりたい。

- 2022年

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai8/eigoban_honbun.pdf

- 2023年

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai9/eigoban_honbun.pdf

- 2024年

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai10/eigoban_honbun.pdf

- 人身取引対策推進会議及び関係省庁連絡会議の活動

人身取引対策推進会議は、毎年1回会合を行うと共に、年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表している。

なお、人身取引に関する関係省庁連絡会議については、「人身取引対策推進会議」の設置により、廃止された。

- ・ 人身取引対策推進会議が公表してきた年次報告に含まれる人身取引対策に関する評価の主な結果に関する情報

- 人身取引被害者の状況

- ・ 令和5年中、61人を保護(前年比+15人)
- ・ 性別：男性10人、女性51人
- ・ 国籍：日本人50人、外国人11人
- ・ 年齢：児童(18歳未満)が37人

- 人身取引被疑者の状況
 - ・ 令和5年中、115件（同+32件）、56人（同+19人）を検挙
 - ・ 性別：男性51人、女性5人
 - ・ 国籍：日本人55人、外国人1人
 - ・ 43人を起訴（有罪確定33人、公判係属中8人、公訴棄却（被告人死亡）1人、家庭裁判所送致1人）
- 人身取引の防止
 - ・ 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」を踏まえ、育成就労の在留資格を創設し、本人意向の転籍を認めるなど転籍の制限を緩和したり、特定技能外国人支援に係る委託先を登録支援機関に限定したりすることなどを内容とする改正法が第213回国会で成立。
 - ・ 技能実習生の送出国との二国間取決め（令和6年にはネパールを追加し合計15か国と作成）に基づく不適正な送出機関に関する通報を推進。
 - ・ 風俗営業者を始めとした雇用主や技能実習実施者等に対する広報啓発活動を推進。
- 人身取引被害者の認知の推進
 - ・ コンパクトで、分かりやすいデザインを採用するなどした、警察、出入国在留管理庁等への被害申告を呼び掛ける10か国語版のリーフレットを作成、配布しているほか、SNSの広告配信を活用した広報を実施。
 - ・ 出入国在留管理庁、法務局・地方法務局、都道府県労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談ダイヤル、110番通報について、多言語で対応するなど相談・通報しやすい環境の整備を推進。
- 人身取引の撲滅
 - ・ 「人身取引取締りマニュアル」も活用しながら、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、人身取引事犯やその関連事犯の取締りを推進。
 - ・ 児童の性的搾取に対する厳正な対応や悪質ホストクラブに対する取締り等を推進。
 - ・ 外国人技能実習機構による実地検査や同機構と出入国在留管理機関、労働基準監督機関等と連携した合同調査等を実施し、技能実習法等の違反に対する厳正な対処を推進。
- 人身取引被害者の保護・支援
 - ・ 出入国在留管理庁では、保護した外国人被害者の立場に配慮し、在留資格の変更、在留特別許可等を実施。
 - ・ 婦人相談所（令和6年4月から女性相談支援センターに名称変更）では、国籍・年齢を問わず被害女性を一時保護し、衣食住の提供、通訳支援、医療支援等を実施。
 - ・ 交付金により「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」

の運営の安定化・支援の質の向上を図っているほか、最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の周知を推進。

- ・ 外務省では、外国人の保護・支援を行う国際移住機関（IOM）を通じて、外国人被害者の帰国支援、社会復帰支援等を実施。
- ・ 悪質ホストクラブ問題の被害者に対する相談体制等を強化。
- 人身取引対策推進のための基盤整備
 - ・ 東南アジアを始めとする諸国に向けて、JICAや国際機関を通じて人身取引への対処能力強化のための研修等を実施するとともに、人身取引に関連する国際会議に参加し、各国と議論・情報共有を実施。
 - ・ 需要者向け及び被害者向けポスター、リーフレットを作成・配布するなどして、広報啓発活動を推進。
 - ・ 技能実習制度に関し、二国間取決めに基づく協議等を通じて送出国に対してその適正化を働き掛けているほか、JICAにおいて、不法・不要な手数料負担等軽減を図るため、現地当局とともに求人情報の新システムの設計等を推進。
 - ・ 東南アジアを中心とする海外で特殊詐欺事件に加担させられ、現地警察に拘束される事案の発生やこうした事案に係るいわゆる闇バイトに応募しないようにすることについて、ホームページ上で注意喚起を実施。
 - ・ 関係機関とNGOとの間で意見交換、情報提供を実施。
- ・ 人身取引の事案を適切に認知し、効果的な捜査と加害者の訴追を行うための法執行官の能力を強化するためにとられた措置に関する情報
 - (i) 警察庁
 - 新たに採用された警察官や昇任した警察官に対し、警察学校において、人身取引事犯対策についての研修を実施している。
 - 警察職員の専門的スキル等の向上に資するため、警察庁指定広域技能指導官による研修を実施している。
 - 風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした人身取引事犯対策に関する研修を実施している。
 - (ii) 法務省
 - 出入国在留管理庁では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係省庁、国際移住機関（IOM）、NGO等外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。
 - 人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うなど、認知の実務に重点を置いた講義を実施している。
 - 検察庁では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会

を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。また、全国の検察官が集まる各種会議において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、全国の検察庁における人身取引事犯の具体的事例・経験を共有するなどしている。

(iii) 外務省

- 毎年度、在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、人身取引防止の観点から、水際対策としての旅券・査証の役割や、赴任国における関係機関との連携等、人身取引防止対策に関する講義を実施している。令和6年度は領事初任者研修において51人が、領事中堅研修において16人、在外公館警備対策官研修においても、85人がそれぞれ受講した。
- また、法定受託事務として旅券発給事務に携わる都道府県旅券事務所職員等に対しても、人身取引関係者、テロリスト等による旅券の不正取得、又は未成年者による疑義のある旅券取得等を防止するとの観点も加え、旅券発給審査等についての研修を実施、周知徹底している。

(iv) 厚生労働省

- 毎年度、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」において、人身取引被害者への対応に関するIOMによる講義を研修として実施している。
- 都道府県労働局において、新たに配属された労働基準監督官に対して、人身取引事犯への適用法令、具体的適用事例等に係る研修を実施している。また、これに加えて、毎年、任官後5年目程度の労働基準監督官を対象に厚生労働省が実施している研修において講義が行われている。これは、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割等についてである。
- 技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応として、2021年2月、都道府県労働局に対し、都道府県労働局において人身取引対策担当者を定めること、該当事案を把握した場合には労働基準監督署と外国人技能実習機構との合同で実習実施者に立入調査を実施し、関係機関等と必要な連携を図った上で対応すること等を指示し、取組の強化を図っている。

(v) 海上保安庁

- 取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。

(vi) 裁判所

- 裁判官研修を担当する司法研修所において、人身取引を含む人権問題を扱う研修を行っている。

・ 加害者に適用される具体的な罰則及び人身取引に関する捜査、起訴及び有罪判決の件数に関する情報

● 加害者に適用される具体的な罰則について

加害者に適用される具体的な罰則の具体例は、以下の「人身取引対策に関する取組について（年次報告）」P.9～P.11記載の裁判結果のとおり。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai10/honbun.pdf>

- 人身取引に関する捜査、起訴及び有罪判決の件数に関する情報について
我が国が保護した人身取引被害者に係る令和5年中の人身取引事犯の検挙件数は以下のとおり。

表4：人身取引被害者に係る検挙件数等（2020年1月～2023年12月）

	2020年	2021年	2022年	2023年
検挙件数（件）	55	62	83	115
検挙人員（人）	58	44	37	56

2023年に検挙された者（115名）のうち起訴された者（43名）の有罪判決の件数については、2024年3月31日時点において公判係属中の者も含まれることから、詳しくは上記人身取引対策年次報告P.9～P.11記載の裁判結果を参照されたい。

【掲載先】（※再掲）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai10/honbun.pdf>

3. 質問（c）について

労働基準監督官が行った定期監督等において、労働基準法第5条（強制労働の禁止）に関する違反が認められた件数及び労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した件数は以下のとおり。

表5：労働基準法第5条違反・送検状況（2021年1月～2023年12月）

	2021年	2022年	2023年
監督指導実施事業場数	122,054	142,611	139,215
違反件数	0	0	0
送検件数	2	1	3

（出典：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/kantoku01/>）

なお、技能実習法に基づき、外国人技能実習機構が実習実施者及び監理団体に対して実施した実地検査の統計は、本年次報告2（1）①表1で述べたとおり。

4. 質問（d）について

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添

付する。

5. 質問（e）について
特になし。